

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥 生 の 情 報 発 信

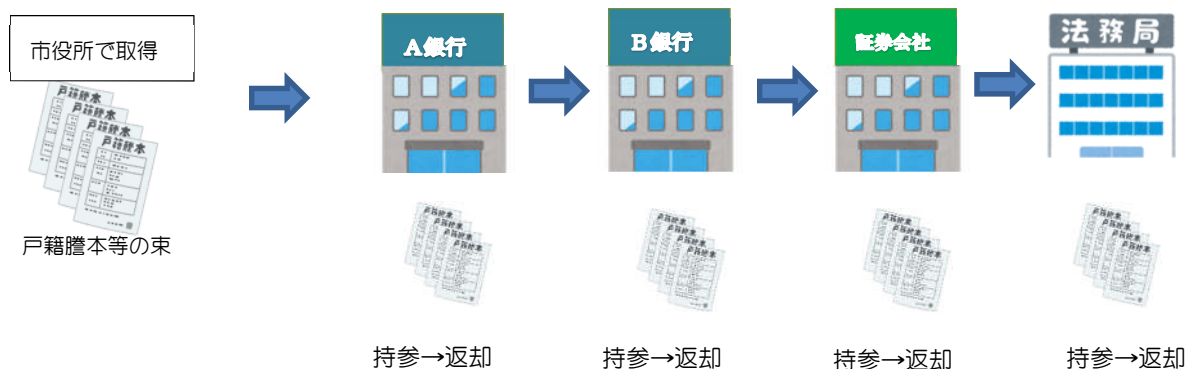
N0.44 法定相続情報証明制度



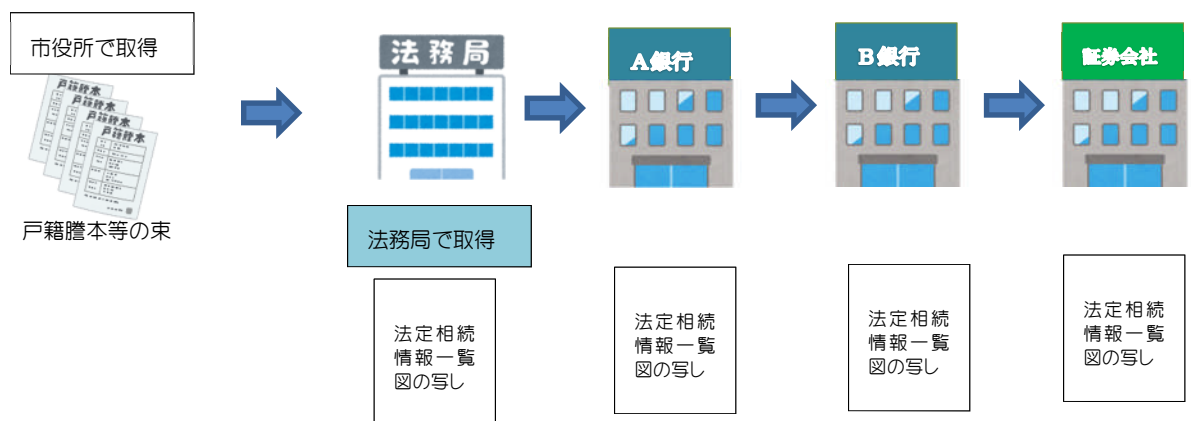
法定相続情報証明制度がスタート

平成 29 年 5 月 29 日より、法定相続情報証明制度がスタートしました。相続手続きが、少し楽になる制度といえるでしょう。この制度は、相続手続きに必ず必要になる戸籍謄本等（戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍）を取得し、それらと一緒に法定相続情報一覧図（亡くなった方と相続人の関係図）を作成して法務局に提出すれば、法務局が内容を確認し、「法定相続情報一覧図の写し」を交付してくれるというものです。相続手続きは、銀行や証券会社、不動産登記などの手続きのたびに、戸籍謄本等の束を持参し、各機関で戸籍のチェックを受け、原本の返却をお願いするというのが今までの流れでした。本制度を利用することで、各機関ごとに戸籍の束を持参しなくても、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」1 枚を持参すればよいということになります。（相続手続きに必要な書類は、戸籍謄本等だけでなく、各機関専用の用紙などもありますので、「法定相続情報一覧図の写し」だけで相続手続きが完了するものではありません）

● 現 行



● 新 制 度



どんな場合にメリットがあるのか

法定相続情報証明制度は、すべての相続手続きに利用価値があるかという点、そうではありません。まず、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等（戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍）を取得しなければならないことは、今までと変わりません。亡くなった方の相続財産が、1つの銀行の預金だけというような場合は、わざわざ、法務局で「法定相続情報一覧図の写し」を発行してもらおうという手間をかけなくても、集めた戸籍を銀行に持参して手続きを行ったほうが効率がよいでしょう。一方、亡くなった方が、不動産、複数の銀行預金、証券会社に株式等あるような場合は、「法定相続情報一覧図の写し」を発行してもらい、各機関にそれらを持参するほうが効率がよいということになるでしょう。特に、不動産がある場合は、登記手続きも法務局で行われますので、登記の際に「法定相続情報一覧図の写し」の発行手続きを行い、発行された「一覧図の写し」を各機関に持参することで、効率よく手続きが行えるでしょう。一覧図の写しは、無料で複数枚発行してくれます。

本制度は、相続人だけではなく、銀行等相続手続きを行う側にも、戸籍のチェックを省略できるというメリットがあります。ただし、まだ、始まったばかりの制度で、あまり浸透していないのが実情です。ご利用になる際は、必ず、金融機関等に確認されることをお勧めします。

法定相続情報証明制度の利用手続き

①必要書類

- ・亡くなった方の戸籍謄本等（戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍）
- ・亡くなった方の住民票の除票
- ・相続人全員の戸籍謄本
- ・申請者の身分確認書類（免許証、マイナンバーカード、住民票の写し等）

申請の際は、各法務局にお問い合わせください。

②法定相続情報一覧図（次ページ）

フォーマットは、下記サイトからダウンロード可能。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html

法定相続情報一覧図の作成は、普段書類作成に慣れていない方には、少し大変かもしれませんが、不動産登記がある場合は司法書士に、それ以外は、行政書士等に委任することも可能です。私の感想は、不動産登記がある場合は利用価値がありそうですが、そうでない場合は、現行通りでも、あまり変わらないと思います。金融機関も戸籍の原本を持参すれば、その場でコピーを取って返却してくれるところが多いです。不動産登記がないのに、わざわざ法務局に出向き、法定相続情報一覧図を作成する手間を考えれば、各機関が用意した相続関係図に記入するほうが楽かもしれません。相続手続きに欠かせない亡くなった方の連続した戸籍が楽に取得できるようになるといいのですが・・・

(法務局のフォーマットを利用した作成例)

被相続人山田一郎法定相続情報

最後の住所

兵庫県芦屋市業平町1丁目17番地203

出生 昭和5年10月2日

死亡 平成29年6月30日

(被相続人)

山田一郎

住所 大阪府大阪市北区1丁目2番405号

出生 昭和32年5月21日

(子)

山田健一

(申出人)

住所 兵庫県芦屋市業平町1丁目17番地203

出生 昭和8年6月15日

(配偶者)

山田花子

以下余白

作成日: 平成29年7月15日

作成者: 住所 大阪府大阪市北区1丁目2番405号

氏

山田健一

印

名

③申出をする登記所(下記のいずれかを選択)

- ・亡くなった方の本籍地
- ・被相続人の最後の住所地
- ・申出人の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

申請および「一覧図の写し」の交付は、郵送で行うことができます。